

資 料 2
 平成28年度第1回
 関東地方整備局
 事業評価監視委員会

平成28年度第1回 事業評価監視委員会審議案件一覧

事業名	事業箇所名		再評価理由 (事後評価)	事務局(案)						審議結果	事業採択 年度	前回 評価 年度	今回評価 B/C (全体)	左記a)~f)の項目の内容	備考
				特に重点的な審議を要する案件(案)											
				(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)						
河川	1	鬼怒川直轄河川改修事業	⑤	重点	○						S48	H26		(a)事業計画が顕著に変更された事業	
	2	常陸利根川直轄河川改修事業	⑤	重点	○						S55	H26		(a)事業計画が顕著に変更された事業	
	3	那珂川直轄河川改修事業	⑤	重点	○						H5	H26		(a)事業計画が顕著に変更された事業	
道路	4	東京外かく環状道路(関越~東名)	④	重点					○		H21	H25		(e)特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業	

審議件数(再評価) 4件 : 重点

- ◆再評価理由
- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
 - ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
 - ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
 - ④: 再評価実施後3年間が経過している事業
 - ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

- ◆重点審議案件の選定
- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
 - (b) 推定便益が顕著に減少する事業
 - (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
 - (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
 - (e) 特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
 - (f) その他の要因

- ◆一括審議案件の選定
- 前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、一般審議案件等として扱う。